

環境先進国

ドイツから学ぶ

吉田 浩巳

18



今回はラインラント・フ  
アルツ州自然環境財団を訪  
問し、ヨハン・クレービュ  
ール氏から、財団の事業運  
営などについてうかがいま  
した。NPOなどの連携  
なども紹介いたします。

さて、自然環境財団の年  
間予算額は200万坪(1  
坪1120円換算で2・4  
億円)で収入源の内訳はE  
Uが50%、州が25%、自然  
環境財団自身が25%出資し

トまで小さくさまざま。数方  
円規模の事業も含めると、  
プロジェクトは1000以  
上になります。

では、委託先であるNP  
Oの選定はどのように進め  
ているのでしょうか。財団  
では①NGOであることを  
証明できるかどうか②環境  
教育を語るメンバーがそ  
ろっているかどうか③土地  
を購入したうえでトラスト  
活動を推進できるか④の3

財団とNPOの連携

予算の半分提供し委託

ています。財団は総予算の  
ほぼ半分にあたるNPOに  
100万坪(1・2億円)  
を提供し事業委託をしてい  
ます。

NPOへの事業委託は、  
景観保護の手入れだけのも  
のから大規模のプロシエク

点を基準として規模に応じ  
た組織が選びます。

また、NPOの活動内容  
などを吟味して委託額をい  
くら出すか(どれくらいの  
事業規模にするか)を検討  
し、期間は1年から3年に  
わたる長期までとしていま

す。  
具体的な事例を聞くと、  
森の中に設置してある遊歩  
道の標識の維持管理につい  
ての委託契約で修理を任せ  
ている事業(複数年)など  
があります。

それぞれの事業におい  
て、費用対効果は必ず考慮  
しているということと、大  
きな事業提案の選考につい  
ては刷新的な事業かどう  
か、ほかの場所でも実施で  
きる先駆的な案件かどうか  
が大きな判断材料になると  
いいます。

私としては、NPOとの

随意契約に関することやN  
POの選定基準など、もう  
少し踏み込んでいろいろ聞  
きたかったところです。

日本においてもNPOとの  
随意契約は、基本的には  
専門性という漠然とした基  
準しかないのが現状で、そ  
の専門性の評価を誰がどの  
ようにするのかなど、少な  
くとも公金を使う事業は説  
明責任が必要です。

NPOも増えていくにし  
たがってNPO同士の競  
合、NPOと企業との競合  
も出てきており、現在、日  
本のNPO法人数が約4万  
といわれ、さらに右肩上が  
りで増え続けています。現  
状を考えると、日本のNP  
Oが直面する今後の大きな  
課題の一つとなっていくと  
思います。

(社団法人まちづくり国  
際交流センター理事長)

毎月第2、第4、第5  
水曜日掲載



NPOによる大規模な河川改修工事計画